

弘前市建設業者等指名停止要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弘前市指名競争入札参加者等選定規程（平成18年弘前市訓令第19号。以下「選定規程」という。）第4条の規定により工事等（選定規程第1条の工事等をいう。以下同じ。）に関する指名競争入札に参加する資格を有すると認定された者（以下「有資格者」という。）に係る指名停止等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止の効果)

第2条 市長は、第3条から第5条までの規定により指名停止を受けた者（以下「指名停止者」という。）を当該指名停止の期間中指名してはならない。

- 2 市長は、指名停止者を現に指名しているときは、開札前にあつては当該指名を取り消し、開札後契約締結前にあつては、契約を締結しないものとする。
- 3 市長は、指名停止者を当該指名停止の期間中随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害復旧に係る応急工事等の場合、特許・特殊工法を必要とする場合、その他のやむを得ない理由がある場合で、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。
- 4 市長は、指名停止者について、当該指名停止の期間中、市の契約に係る工事等の下請負若しくは受託をし、又は当該工事等の保証人になることを承認してはならない。

(指名停止)

第3条 市長は、有資格者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該有資格者について、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

(下請負人に対する指名停止)

第4条 市長は、前条の規定により元請負人について指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該元請負人の指名停止の期間の範囲内において情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(共同企業体に対する指名停止)

第5条 市長は、共同企業体が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該共同企業体について、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め指名停止を行うほか、当該共同企業体の構成員である有資格者（明らかに当該共同企業体の指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内において、情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 2 前項に規定する場合において、当該共同企業体について解散等の理由により指名停止を行うことができないときは当該共同企業体の構成員であり、又は構成員であった有資格者（明らかに当該共同企

業体の指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、指名停止を行うものとする。この場合において、当該指名停止の期間については、当該共同企業体について同項の規定により、指名停止を行うことができるものとした場合の例によるものとする。

- 3 市長は、第3条、前条又は前2項の規定により指名停止を受けた有資格者が構成員となっている共同企業体について、当該有資格者の指名停止の期間の範囲内において情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(措置要件の競合)

第6条 一の事案により別表各号に掲げる措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期（期間が定められているときは、その期間。以下同じ。）及び長期（期間が定められているときは、その期間。以下同じ。）の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

(短期の延長)

第7条 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号及び前条の規定による短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは1.5倍）の期間とする。

(1)別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、別表各号（別表第2第1号から第3号までを除く。）の措置要件に該当することとなったとき。

(2)別表第2第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

(指名停止期間の短縮及び延長)

第8条 市長は、指名停止を受けるべき者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2条の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 2 市長は、指名停止を受けるべき者について、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたために、別表各号及び第6条の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超えるときは、36か月）まで延長することができる。

(独占禁止法違反行為等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第9条 市長は第3条の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1)談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が、当該談合を

行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号又は第7号に該当したとき。

- (2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する行為をいう。以下同じ。）若しくは談合（同条第2項に規定する行為をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2第4号又は第5号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。
- (5) 市職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号又は第7号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。

（指名停止期間の変更等）

- 第10条 市長は、指名停止者について、当該指名停止の期間中に、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったとき等、指名停止期間を変更すべき事由が確認されたときは、別表各号及び第6条から前条までに定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 2 市長は、指名停止期間が満了した有資格者について、別表第2第5号又は第7号に該当し、かつ、極めて悪質な事由が明らかになったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

（指名停止の解除）

- 第11条 市長は、指名停止者について、当該指名停止期間中に、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該指名停止を解除するものとする。

（審査会の意見聴取）

- 第12条 市長は、第3条から第5条までの規定により指名停止を行おうとするとき、第10条第1項の規定により指名停止の期間を変更しようとするとき、又は前条の規定により指名停止を解除しようとするときは、あらかじめ選定規程第3条に規定する指名競争入札参加資格審査会の意見を聴くものとする。

（指名停止の通知等）

- 第13条 市長は、第3条から第5条までの規定により指名停止を行ったときは、指名停止者に対して、指名停止通知書（様式第1号）により、その旨を遅滞なく通知するものとする。第10条第1項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第11条の規定により指名停止を解除したときも、同様とする。（様式第2号、様式第3号）

- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知を行う場合において、当該指名停止に係る事由が市発注工事等に関するものであるときは、必要に応じ、指名停止者に対して改善措置の報告を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により指名停止、指名停止の期間変更又は指名停止の解除に係る通知をする際は、併せて、それらの旨を指名停止通知書（様式第4号）、指名停止期間変更通知書（様式第5号）又は指名停止解除通知書（様式第6号）により所管部長に通知するものとする。
- 4 所管部長は、前項の通知があったときは、直ちにその旨を掌理する課（室）に対し周知させるものとする。
- 5 市長は、第1項の場合において、指名停止の措置等に係る情報を、総務部契約課契約係において指名停止措置の概要（様式第7号）によって閲覧に供するとともに市のホームページに閲覧内容を基にした情報を掲載して公表するものとする。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第14条 市長は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当しない場合においても、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面若しくは口頭により、警告又は注意を喚起することができる。

附 則

この要領は、平成18年2月27日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年7月22日から施行する。
- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第35号。以下「改正独占禁止法」という。）の施行日前の独占禁止法違反行為について、改正独占禁止法附則第2条の規定により審判手続きが開始された事案であって、この要領の施行日以後に審決されたものに係る指名停止については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

別表第1（第3条、第5条関係）

市内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市の発注する工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格審査申請書その他の落札決定前の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑施工等)</p> <p>2 市と締結した契約に係る工事等（以下「市発注工事等」という。）の施工等に当たり、過失により施工等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>3 市内における工事等で市発注工事等以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工等に当たり、過失により施工等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工等に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上12か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>7 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>

8 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内
-----------------------------------------------------------------------------------	----------------------

別表第2（第3条、第5条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次に掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1)有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>(2)有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3)有資格者の使用人で(2)に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12か月</p> <p>9か月</p> <p>6か月</p>
<p>2 次に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1)代表役員等</p> <p>(2)一般役員等</p> <p>(3)使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>9か月</p> <p>6か月</p> <p>3か月</p>
<p>3 次に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1)代表役員等</p> <p>(2)一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>9か月</p> <p>3か月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12か月以上16か月以内</p>

<p>5 市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から18か月以上24か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 業務に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から12か月以上16か月以内</p>
<p>7 市発注工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から18か月以上24か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>8 業務に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>9 市発注工事等に関し、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上18か月以内</p>
<p>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>(暴力団関係者)</p> <p>12 弘前市工事等暴力団排除措置要綱（以下「暴力団要綱」という。）第3条の規定により、警察との密接な連携のもとに次のいずれかに該当する者であることを確認し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1)代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団関係者（暴力団要綱第2条第1項第5号の暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団関係者が有資格者の経営に実質的に関与していると</p>	<p>当該認定をした日から12か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>

<p>き。</p>	
<p>(2) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団（暴力団要綱第2条第1項第4号の暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から12か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>(3) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から12か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>(4) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から12か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>(5) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から12か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>(6) 市発注工事等に関し、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入を受けたにもかかわらず、警察及び発注者への通報・報告を怠ったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月</p>

住所
商号又は名称
代表者氏名 様

弘前市長 印

指 名 停 止 通 知 書

このたび、 ① ことは誠に遺憾であります。
したがって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。
今後は、このような事態が生ずることのないよう十分注意してください。

②（今後は、このような事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告してください。）

記

- 1 指名停止の期間 ③
- 2 指名停止の理由 ④

[備考]

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②は、第13条第2項の適用がある場合に使用する。
- 3 ③には、指名停止の始期及び終期を記載する。
- 4 ④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

（担当：総務部契約課）

様式第2号（第13条第1項関係）

弘 発 第 号
令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名 様

弘前市長 印

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

令和 年 月 日付け 第 号をもって貴 〃 の指名停止を行
った旨を通知したところですが、このたび、下記のとおり当該指名停止の期間を
変更したので通知します。

記

- 1 変更前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

(担当：総務部契約課)

様式第3号（第13条第1項関係）

弘 発 第 号
令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名 様

弘前市長 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

令和 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を
行った旨通知したところですが、このたび、当該指名停止を解除したので通知します。

(担当：総務部契約課)

所 管 部 長 殿

市 長

指 名 停 止 通 知 書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	
有資格者名簿登載の種別	

上記有資格者について、弘前市建設業者等指名停止要領の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行ったので通知します。

記

- 1 指名停止の期間
- 2 指名停止の理由
- 3 このことについて、掌理する課（室）に対し、指名停止の期間中は次のことを周知させていただきます。
 - (1) 指名停止の解除まで指名しないこと。
 - (2) 現に指名をしているときは、開札前にあつては当該指名を取り消し、開札後契約締結前にあつては、契約を締結しないこと。
 - (3) 随意契約の相手方としないこと。ただし、災害復旧に係る応急工事等の場合、特許・特殊工法を必要とする場合その他やむを得ない理由がある場合で、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでないこと。
 - (4) 契約に係る工事等の下請負若しくは受託をし、又は保証人になることを認めないこと。

(担当：総務部契約課)

弘 発 第 号
令和 年 月 日

所 管 部 長 殿

市 長

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記有資格者について、弘前市建設業者等指名停止要領の措置要件に該当する事実があるため、令和 年 月 日付けをもって指名停止の通知をしたところですが、このたび、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので、掌理する課（室）に対し周知させていただきます。

記

- 1 変更前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

（担当：総務部契約課）

弘 発 第 号
令和 年 月 日

所 管 部 長 殿

市 長

指 名 停 止 解 除 通 知 書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記有資格者について、弘前市建設業者等指名停止要領の措置要件に該当する事実があるため、令和 年 月 日付けをもって指名停止の通知をしたところですが、このたび、下記のとおり当該指名停止を解除したので、掌理する課（室）に対し周知させていただきます。

記

- 1 指名停止解除の期日
- 2 解除の理由

当該事案についての責めを負わないことが、明らかになったことによる。

（担当：総務部契約課）

